

京都府障害福祉計画・障害児福祉計画

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
第1章 基本理念等	1 目的及び趣旨 本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑な制度の実施を確保するものであり、障害者基本法に基づき障害者施策の基本方針として策定した「京都府障害者基本計画（平成27年3月策定）」（以下「基本計画」といいます。）の実施計画として位置づけるものです。 また、各市町村のサービス見込量や目標値及び各圏域からの課題を参考に策定している計画となっていることから、各市町村においては、本計画を参考にした上で、実施されることを想定しているものです。	1 目的及び趣旨 本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑な制度の実施を確保するものであり、障害者基本法に基づき障害者施策の基本方針として策定した「京都府障害者基本計画（令和2年3月策定）」（以下「基本計画」といいます。）の実施計画として位置づけるものです。 また、各市町村のサービス見込量や目標値及び各圏域からの課題を参考に策定している計画となっていることから、各市町村においては、本計画を参考にした上で、実施されることを想定しているものです。	
	2 基本理念 <u>基本計画と同様、「全ての府民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とします。</u>	2 基本理念 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する <u>ことができるよう、次の社会を目指します。</u> <u>① 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会</u> <u>② 希望に添って働き続けることができる社会</u> <u>③ 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</u>	
	3 計画策定の基本的な考え方 （省略）	3 計画策定の基本的な考え方 （省略）	
	4 区域の設定 （省略）	4 区域の設定 （省略）	
	5 計画期間 平成30年度から平成32年度までの3年間とします。	5 計画期間 令和3年度から令和5年度までの3年間とします。	
	6 根拠法令 （省略）	6 根拠法令 （省略）	
第2章 サービス見込量及び計画的な基盤整備	1 サービス見込量 計画期間中（平成30年度から平成32年度）における各年度の障害福祉サービスの種類ごとに、必要なサービスの見込量を定めます。（※各年度のサービス見込量は1箇月分の数値） (1) 障害福祉サービス等の体系 （省略）	1 サービス見込量 計画期間中（令和3年度から令和5年度）における各年度の障害福祉サービスの種類ごとに、必要なサービスの見込量を定めます。（※各年度のサービス見込量は1箇月分の数値） (1) 障害福祉サービス等の体系 （省略）	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	(2) サービス見込量の合計 (省略)	(2) サービス見込量の合計 (省略)	
	(3) 圏域ごとのサービス見込量 (省略)	(3) 圏域ごとのサービス見込量 (省略)	
	2 サービス基盤の整備に向けた基本計画における施策の方向性 (省略) (7) 生活環境の整備 障害のある人の自立と社会参加を促進し、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めるため、 <u>障害のある人のための住宅の確保、施設・公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人等にやさしいまちづくりを推進します。</u> ① <u>福祉のまちづくりの総合的な推進</u> 子どもや高齢者、障害のある人をはじめ誰もが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを推進するため、 <u>ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりの取組等を推進します。</u>	2 サービス基盤の整備に向けた基本計画における施策の方向性 (省略) (1) 安心・安全な生活環境の整備 <u>障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。</u> ① 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 子どもや高齢者、障害のある人をはじめ誰もが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを推進するため、 <u>施設のバリアフリー情報の提供やおもいやり駐車場の利用証制度の推進に取り組みます。</u>	
	② 住宅の確保 障害のある人の地域での自立した生活を推進するため、多様な世帯が居住し交流できる府営住宅等の整備、 <u>住宅のバリアフリー化</u> 、府営住宅への優先入居などの取組を推進します。	② 住宅の確保 障害のある人の地域での自立した生活を推進するため、多様な世帯が居住し交流できる府営住宅等の整備やバリアフリー化、府営住宅への優先入居などの取組を推進します。	
	③ <u>公共交通機関のバリアフリー化の推進</u> 障害のある人や高齢者をはじめ誰もが安心して外出できるよう、 <u>駅等の旅客施設における段差解消や、交通安全施設、道路交通環境の整備促進などを推進します。</u>	③ 移動しやすい環境の整備等 障害のある人や高齢者をはじめ誰もが安心して外出できるよう、 <u>鉄道駅舎や道路における段差解消や、交通安全施設、道路交通環境の整備促進などを推進します。</u>	
	④ <u>誰もが利用する施設等のバリアフリー化の推進</u> バリアフリー法及び京都府福祉のまちづくり条例などに基づき、多くの人が利用する施設のバリアフリー化等を進め、誰もが安心して行き来できるまちづくりを推進します。	④ アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 バリアフリー法及び京都府福祉のまちづくり条例などに基づき、多くの人が利用する施設のバリアフリー化等を進め、誰もが安心して行き来できるまちづくりを推進します。	
		(2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 <u>障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮したサービスの提供等の取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。</u> <u>あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成やサービスの利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。</u>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>⑤ わかりやすい情報の提供 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、わかりやすい情報提供や、コミュニケーション支援の充実等を推進します。</p>	<p>① わかりやすい情報の提供 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、わかりやすい情報提供や、コミュニケーション支援の充実等を推進します。</p>	
	(新設)	<p>② 意思疎通支援の充実 障害のある人の情報保障を確保するため、手話通訳者等の派遣や養成を図るほか、広域振興局など府機関窓口における環境整備に努めます。</p>	
	(新設)	<p>③ 選挙等における配慮等 障害のある人が選挙権を円滑に行使できるよう、選挙等に関する情報提供の充実や、投票環境の向上に努めます。</p>	
	(新設)	<p>④ 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 府民だよりや京都府ホームページ等を障害のある人も利用しやすくするとともに、援助や配慮が必要なことが外見からは分かりにくい方が、周囲から援助等を受けやすくなるよう、ヘルプマークの普及を促進します。</p>	
	<p>(10) 暮らしの安心・安全 障害のある人が地域社会において、安全に、安心して暮らすことができるよう、<u>防災・防犯対策の推進</u>、<u>消費者被害の未然防止と救済等</u>を図ります。</p> <p>① 防災対策の推進 災害時のわかりやすい情報提供や、被害を受けやすい高齢者、障害のある人などの要配慮者を適切に避難支援するための市町村の取組の支援など、防災対策を推進します。 具体的には、災害時要配慮者支援指針を基に、避難行動要支援者名簿の作成、共有、個別避難計画の推進方法など市町村が行う取組みを後押しするとともに、誰もが安心して避難所で避難生活を送ることができるよう、避難所のユニバーサルデザインを意識して設営できるように促進すること、さらに、避難所において高齢者等の避難者の二次被害を防ぐために対応できる体制を整えるため、福祉避難サポートリーダー及び災害派遣福祉チーム（京都DWA T）の養成を進めます。</p>	<p>(3) 防災・防犯等の推進 障害のある人が地域社会において、<u>安心して安全に</u>暮らすことができるよう、<u>防災対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。</u></p> <p>① 防災対策の推進 災害時のわかりやすい情報提供や、被害を受けやすい高齢者、障害のある人などの要配慮者を適切に避難支援するための市町村の取組の支援など、防災対策を推進します。 具体的には、災害時要配慮者支援指針を基に、避難行動要支援者名簿の作成、共有、個別避難計画の推進方法など市町村が行う取組みを後押しするとともに、誰もが安心して避難所で避難生活を送ることができるよう、避難所のユニバーサルデザインを意識した設営の促進、さらに、避難所において高齢者等の避難者の二次被害を防ぐために対応できる体制を整えるため、福祉避難サポートリーダー及び災害派遣福祉チーム（京都DWA T）の養成を進めます。 <u>また、避難所においてコミュニケーション支援が必要な障害のある人や高齢者等に配慮した機器整備を促進します。</u></p>	
	<p>② 防犯対策の推進 ファックスやメールによる緊急通報の推進や、携帯電話等を活用した防災・防犯情報の提供、各種広報媒体を活用した犯罪や交通事故に遭わないための情報の発信など、防犯対策を推進します。</p>	<p>② 防犯対策の推進 ファックスやメール、<u>アプリを活用した</u>緊急通報の推進や、携帯端末等を活用した防災・防犯情報の提供、各種広報媒体を活用した犯罪や交通事故に遭わないための情報の発信など、防犯対策を推進します。</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 <u>くらしの安心推進員など地域と連携した見守り活動の強化、府・市町村が連携した消費者相談の実施、成年後見制度の利用促進などにより、消費者トラブルの防止及び被害から障害のある人の救済を図ります。</u></p>	<p>③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 <u>障害のある人の消費者被害を防止するため、関係機関と連携した地域の見守り活動や、成年後見制度の利用促進などにより、障害のある方々に係る消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。</u></p>	
	<p><u>(1) 共生社会の実現に向けた理解と交流の促進</u> <u>地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、本府において制定した「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」等の理念に基づき、京都式農福連携を推進するとともに、障害及び求められる配慮等に関する理解の促進や、障害のある人となない人の相互理解を深めるため、広報・啓発活動や、相互の交流を促進します。</u> <u>また、条例及び障害者差別解消法等に基づき、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人等の権利擁護のための取組を推進します。</u></p> <p>① 京都式農福連携の推進 京都府では共生社会実現に向けた施策の柱として、京都式農福連携を進めています。農福連携を通じて多種多世代の方々が地域で寄り共に支え合う地域共生社会づくりを推進します。</p>	<p><u>(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</u> <u>誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」等に基づき、障害及び求められる配慮等に関する理解の促進や、障害のある人となない人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施するとともに、相互の交流を促進します。</u> <u>また、条例及び障害者差別解消法等に基づき、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人等の権利擁護のための取組を着実に推進します。</u></p> <p>(削除) ※「(7)雇用・就業、経済的自立の支援 ⑥ 京都式農福連携の推進」に記載</p>	
	<p>④ 権利擁護の推進 障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に基づき、市町村や専門職団体等と連携・協力して、障害のある人や高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、 障害や高齢により判断能力が十分でなくなった方々の生活を守る成年後見制度等の利用促進を図り、障害のある人等の権利擁護を推進します。</p>	<p>① 権利擁護の推進、虐待の防止 障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に基づき、市町村や専門職団体等と連携・協力して、障害のある人や高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、<u>定期的な虐待防止・権利擁護研修を市町村や事業所に対して引き続き行います。</u> <u>さらに、虐待が発生し、分離が必要なとき等の緊急時に備え、シエルターとなる居室等の確保を行います。</u> <u>また、成年後見制度利用促進法に基づき、障害や高齢により判断能力が十分でなくなった方々の生活を守る成年後見制度等の利用促進を図り、障害のある人等の権利擁護を推進します。</u> <u>そのため、府として、家庭裁判所等と連携し、市民後見人材の養成やその活動を支える仕組みづくりや、市町村単位で設置を進めることとされている中核機関設立へ向けた支援を行い、成年後見が必要な方へ十分な支援が行き渡るように努めます。</u> <u>また、今後、府が取り組む成年後見制度の利用促進には、社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業等の社会的資源を活用し、また連携することで、障害のある方の権利擁護に資するよう努めます。</u></p>	<p>※第4章「3 権利擁護の推進」に記載の内容を統合して記載</p>

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>② 心のバリアフリーの推進 障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進するとともに、府民誰もが、障害のある人や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、一人ひとりが互いを思いやり、支え合えるようにするため、幅広い府民への啓発活動の実施や、「心のバリアフリー」を推進します。</p> <p>③ 社会的障壁（バリア）を除去する取組の推進 条例や障害者差別解消法等に基づく、障害を理由とした不利益取扱いや合理的配慮について、広く府民、事業者等の関心と理解を深める啓発活動を行うとともに、身近な地域で相談に応じる相談体制、調整体制を整備し、バリアの解消を支援します。</p> <p>（一）ヘルプマークの普及・啓発 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々に対して、平成28年度から府内においてヘルプマークの配付を開始したところですが、未だこの取組について知らない方も多いため、今後、多くの皆様に理解や協力を得られるよう、啓発活動等の取組を一層推進します。</p> <p>（二）コミュニケーションの支援の推進 聞こえに障害のある方をはじめ、様々な方々とコミュニケーションが円滑に行えるよう、理解の促進や啓発の取組を進めるとともに、障害の程度や状況に応じて、情報支援の選択ができるよう整備を進めます。</p>	<p>② 障害を理由とする差別の解消の推進 障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、府民誰もが、障害のある人や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、一人ひとりが互いを思いやり、支え合えるようにするため、幅広い府民への啓発活動を実施し、「心のバリアフリー」を推進します。</p> <p>条例や障害者差別解消法等に基づく、障害を理由とした不利益取扱いや合理的配慮について、広く府民、事業者等の関心と理解を深める啓発活動を行うとともに、身近な地域で相談に応じる相談体制、調整体制を整備し、バリアの解消を支援します。</p> <p>（一）ヘルプマークの普及・啓発 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々に対して、府内においてヘルプマークの配付を <u>しています。引き続き</u>、多くの皆様に理解や協力を得られるよう、啓発活動等の取組を一層推進します。</p> <p>（二）コミュニケーションの支援の推進 聞こえに障害のある方をはじめ、様々な方々とコミュニケーションが円滑に行えるよう、理解の促進や啓発の取組を進めるとともに、障害の程度や状況に応じて、情報支援の選択ができるよう整備を進めます。</p>	
	<p>④ 生活の支援</p> <p>障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備を進めるとともに、障害のある人の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進します。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p><u>⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の充実</u> <u>自ら意思を決定及び表明することが困難な障害のある人に対し、必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。</u> <u>また、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備を進めるとともに、障害のある人の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進します。</u></p> <p>① 意思決定支援の充実 <u>障害のある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会の活動に参加することができ、自らの能力を最大限発揮できるよう支援を行います。</u></p>	
	<p>① 相談支援体制の整備 障害のある人が、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別に対応した相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p>	<p>② 相談支援体制の整備 障害のある人が、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別に対応した相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>② 在宅サービス等の充実 障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、市町村等との連携のもと、在宅サービス等の量的・質的な充実を図ります。</p>	<p>③ <u>地域移行支援、在宅サービス等の充実</u> 障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、市町村等との連携のもと、在宅サービス等の量的・質的な充実を図ります。</p>	
	<p>③ サービスの質の向上等 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する職員への研修、事業者に対する適切な苦情解決の推進、第三者評価の適切な実施等に努めます。</p>	<p>④ <u>障害福祉サービス等の質の向上等</u> 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する職員への研修、事業者に対する適切な苦情解決の推進、第三者評価の適切な実施等に努めます。</p>	
	<p>⑤ 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 利用者の利便性の向上を図るため福祉用具の研究開発等を進めるとともに、身体障害者補助犬法に基づく補助犬の育成等を推進します。</p>	<p>⑤ <u>福祉用具その他のアクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等</u> <u>補装具や日常生活用具の給付・貸付、介護・リハビリのための機器の普及促進</u>、身体障害者補助犬法に基づく補助犬の育成等を推進します。</p>	
	<p>④ 人材の育成・確保 福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する人材の養成・確保と質の向上を図ります。</p>	<p>⑥ <u>障害福祉を支える人材の育成・確保</u> <u>障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう</u>、サービスを提供する人材の養成・確保と質の向上を図ります。</p>	
	<p>(5) 保健・医療の充実 <u>障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、精神障害のある人が地域で暮らせる環境の整備をするため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。</u> ① 保健・医療の充実等 障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。 また、<u>高齢化が進み、障害の重度化・重複化の傾向が高まる中で、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害の度合いに応じて医療・福祉が連携したサービスの提供に努めます。</u></p>	<p>(6) 保健・医療の推進 <u>障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の充実を図るとともに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。</u> ① 保健・医療の充実等 <u>高齢化が進み、障害の重度化・重複化の傾向が高まる中で、障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。</u></p>	
	<p>③ 人材の育成・確保 障害のある人等が身近な地域で必要な医療の提供等を受けられるよう、医師・看護師等の育成・確保の取組を充実・強化します。</p>	<p>② <u>保健・医療を支える人材の育成・確保</u> 障害のある人等が身近な地域で必要な医療の提供等を受けられるよう、医師・看護師等の育成・確保の取組を充実・強化します。</p>	
	<p>④ 難病等に関する施策の推進 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。 また、小児慢性特定疾病患者について、今後、成人難病への円滑な移行を推進するとともに、保育所や学校などの児童受入環境の整備を図るために関係機関による連携強化を図ります。</p>	<p>③ 難病等に関する<u>保健・医療</u>施策の推進 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。 また、小児慢性特定疾病患者について、今後、成人難病への円滑な移行を推進するとともに、保育所や学校などの児童受入環境の整備を図るために関係機関による連携強化を図ります。</p>	
	<p>② 精神保健・医療の提供等 精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域におい</p>	<p>④ 精神保健・医療の<u>適切な</u>提供等 精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域におい</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備 考
	て行うとともに、精神疾患で入院中の人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障害のある人が地域で生活できる社会資源の整備を図ります。	て行うとともに、精神疾患で入院中の人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障害のある人が地域で生活できる社会資源の整備を図ります。	
	(新設)	<p>⑤ 依存症対策の推進 <u>アルコール、薬物及びギャンブル等依存症に対する普及啓発、相談機関及び医療機関の周知を図るとともに、関係機関や自助グループ、回復支援施設等との連携による支援体制の充実を図ります。</u></p>	
	<p>(8) 雇用・就労の促進 働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、<u>一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるよう支援</u>するとともに、福祉的就労の工賃の水準が向上するような支援等を通じて、福祉的就労の充実を促進します。 <u>特に平成30年4月から、法定雇用率が引き上げられ、一般就労に向けた動きが加速化することが考えられます。特に精神障害のある方の雇用促進や就労継続支援B型の一般就労への移行強化に取り組みます。</u></p> <p>② 総合的な就労支援 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、障害のある人の就労に関する相談から能力開発・向上、定着支援までの総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。</p>	<p>(7) 雇用・就業、経済的自立の支援 働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、<u>多様な就業の機会を確保</u>するとともに、福祉的就労の工賃の水準が向上するような支援等を通じて、福祉的就労の充実を促進します。</p> <p>① 総合的な就労支援 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、障害のある人の就労に関する相談から能力開発・向上、定着支援までの総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。</p>	
	(新設)	<p>② 経済的自立の支援 <u>特別障害者手当や特別給付金の支給等により、障害のある人及びその家族に対する経済的負担の軽減等を図ります。</u></p>	
	<p>① 障害者雇用の促進 障害のある人が、その適性と能力を十分に発揮することができるよう、企業との協働による雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障害者雇用に積極的に取り組む企業を応援する取組などを推進し、障害者雇用を促進します。</p>	<p>③ 障害者雇用の促進 障害のある人が、その適性と能力を十分に発揮することができるよう、企業との協働による雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障害者雇用に積極的に取り組む企業を応援する取組などを推進し、障害者雇用を促進します。</p>	
	<p>③ 障害特性に応じた就労支援及び就業力の強化 障害のある人の雇用・就労を促進するため、<u>精神障害、発達障害等の障害特性に応じた支援の充実・強化を図るとともに、就職を希望する人の能力向上など就業力強化の取組を推進</u>します。</p>	<p>④ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 障害のある人の雇用・就労を促進するため、障害特性に応じた<u>就労支援の充実・強化を図るとともに、就職を希望する人の能力向上など就業力強化の取組等</u>を推進します。</p>	
	<p>④ 福祉的就労の充実 福祉の職場で働く障害のある人の自立と社会参加を支援するため、民間企業等とも連携して、工賃向上の取組を推進するとともに、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先調達を積極的に推進するなど、福祉的就労の充実を図ります。</p>	<p>⑤ 福祉的就労の充実 福祉の職場で働く障害のある人の自立と社会参加を支援するため、民間企業等とも連携して、工賃向上の取組を推進するとともに、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を積極的に推進するなど、福祉的就労の充実を図ります。</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>⑤ 京都式農福連携の推進 農業に携わる事業所の増加を促し働く場を増やすとともに、農業に関する知識技能を認証という形で評価し可視化することで、障害のある方の就労意欲の向上や就労につなげます。</p>	<p>⑥ 京都式農福連携の推進 障害者の就農・就労人材の育成を図るとともに、農福連携に取り組む障害福祉事業所の製品の6次産業化やブランド化を支援し、障害者の農業分野での就労を促進します。</p>	
	<p>(9) スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興 障害のある人一人ひとりの個性と能力を活かし、障害のある人が生きがいをもって人生を送れるよう、スポーツ・文化芸術活動をはじめとする社会活動を推進し、共生社会の実現を目指します。</p> <p>② 文化・芸術活動の振興 障害のある人の文化・芸術活動が活発に行われるよう、芸術系大学などと連携して、その環境整備を行い、障害のある人の社会参加の促進や、障害のある人の芸術作品の素晴らしさの周知を図るとともに、文化・芸術を通じて障害のある人とない人の交流を促進し相互理解を深めます。 特に、きょうと障害者文化芸術推進機構を通じて、芸術展の開催等、オール京都体制で障害者の文化芸術活動を強力に推進します。</p> <p>(一) 芸術展等の開催 共生の芸術祭や、京都とおきの芸術祭、<u>アールブリュッ都ギャラリー</u>等での展示を通して、障害のある方の芸術を振興し、共生への理解を深めます。</p> <p>(二) アーカイブ構築 府内の障害のある方の芸術作品、活動を調査し、<u>デジタルアーカイブを構築し、企業等との連携等により、作家、施設等に収入が入る仕組み作りを行います。</u></p>	<p>(8)文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出 障害のある人の文化芸術活動及びスポーツへの参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにするとともに、府民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進します。</p> <p>① 文化・芸術活動の振興 障害のある人の文化・芸術活動が活発に行われるよう、芸術系大学などと連携して、その環境整備を行い、障害のある人の社会参加の促進や、障害のある人の芸術作品の素晴らしさの周知を図るとともに、文化・芸術を通じて障害のある人とない人の交流を促進し相互理解を深めます。 特に、きょうと障害者文化芸術推進機構を通じて、芸術展の開催等、オール京都体制で障害者の文化芸術活動を強力に推進します。</p> <p>(一) 芸術展等の開催・関係機関との連携 <u>art space co-jin や各種展覧会（共生の芸術祭、京都とおきの芸術祭等）での展示、様々な団体との連携（WEB活用含む）</u>などを通して、障害のある方の芸術活動を支援し、共生への理解を深めます。</p> <p>(二) アーカイブ推進 デジタルアーカイブ掲載作品及びページ内容を充実するとともに、<u>様々な分野で掲載作品が利活用され、その結果、作家、施設等に収入が得られるようにします。</u></p>	
	<p>① スポーツ、レクリエーション活動の推進 障害のある人の自立と社会参加の促進や、潤いのある生活を促進するため、<u>引き続き、スポーツ、レクリエーション活動の推進を図ります。障害者スポーツ振興アクションプランを基に、ふれあい広場や障害者スポーツのつどい等のあらゆる世代のスポーツ交流や障害者スポーツの裾野を広げる取組に加え、平成28年に府立サンアビリティーズ城陽に誘致したパラ・パワーリフティング競技のナショナルトレーニングセンターや、全国で初めて設置した官民共同の京都府障害者スポーツプラットフォームを軸に東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者スポーツの振興に取り組めます。また、その活動による障害のある人とない人の交流の機会を通して、相互理解の促進を図ります。</u></p>	<p>② スポーツ、レクリエーション活動の推進 障害のある人の自立と社会参加の促進や、潤いのある生活を促進するため、スポーツ、レクリエーション活動の推進を図ります。ふれあい広場や障害者スポーツのつどい等あらゆる世代のスポーツ交流や障害者スポーツの裾野を広げる取組に加え、パラ・パワーリフティングNTCや東京2020オリンピック・パラリンピック後の障害者スポーツ支援に向けた活動により、<u>障害のある人とない人の交流の機会を通して、相互理解の促進を図ります。</u></p>	
	<p>(3) 教育の推進 「京都府教育振興プラン」に基づき、障害のある児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後までの一貫した特別支援教育を推進します。</p>	<p>(9) 生涯を通じて学び続けられる環境の整備 障害の有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、<u>障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追</u></p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>① インクルーシブ教育システムの構築 <u>障害のある児童生徒が、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図りながら、年齢や能力、障害の特性を踏まえた学習上の配慮を行い、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の整備を行うとともに、障害者理解教育と心のバリアフリーのための交流及び共同学習を推進します。</u></p> <p>(一) 通常の学級及び通級による指導における教育環境の整備 通常学級においても、障害のある子どもが在籍している可能性があることを前提に、学びの過程において考えられる困難さに対応した指導の工夫や合理的配慮などの教育環境の整備を図ります。</p>	<p><u>求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための施策を推進します。</u> <u>また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習などを通じて、障害のある人とない人との相互理解促進を図ります。</u></p> <p>① インクルーシブ教育システムの推進 <u>「京都府教育振興プラン」に基づき、障害のある児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、就学前から高等学校卒業後までの一貫した特別支援教育を推進するほか、私立高等学校等に対する運営助成を通じて就学促進等を図ります。</u></p> <p>(一) 通常の学級及び通級による指導における教育環境の整備 通常学級においても、障害のある子どもが在籍している可能性があることを前提に、学びの過程において考えられる困難さに対応した指導の工夫や合理的配慮などの教育環境の整備を図ります。</p>	
	<p>(二) 特別支援学級における教育環境の整備 <u>在籍する児童生徒の障害の状態等に応じた特別の教育課程の編制など、小中学校の通常の学級と特別支援学校小中学部の教育課程との連続性を確保した専門性の高い教育環境の整備を図ります。</u></p>	<p>② 教育環境の整備 <u>障害のある児童生徒が、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障害の特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、特別支援教育を必要とする児童生徒の多様な障害特性を踏まえた教育環境の整備を図ります。</u></p> <p>(一) 特別支援学級における教育環境の整備 <u>学びの場の柔軟な選択を踏まえた、小中学校と特別支援学校小中学部の連続性を重視した教育課程を編成するなど、専門性の高い教育環境の整備を図ります。</u></p>	
	(新設)	<p>③ 生涯を通じた多様な学習活動の充実 <u>生涯を通じて学習や情報取得ができるよう、情報提供施設等の設置運営等を支援するとともに、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加を促進します。</u></p>	
	<p>(1) 共生社会の実現に向けた理解と交流の促進 ⑤ 交流及び共同学習の推進 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習など、障害のある人とない人との交流を積極的に推進し、相互の理解促進を図ります。</p>	<p>④ 交流及び共同学習の推進 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習など、障害のある人とない人との交流を積極的に推進し、相互の理解促進を図るなど、<u>交流機会の拡大を図ります。</u></p>	
	<p>(2) 障害児への支援 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫</p>	<p>(10) 障害児への支援 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ります。</p> <p>① 重層的な地域支援体制の構築 <u>障害児通所支援等について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で提供できるように、児童発達支援センターの設置を促進します。また、児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援を府内全域において利用できる体制の構築を目指します。</u></p>	<p>貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ります。</p> <p>① 重層的な地域支援体制の構築 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で提供できるように、児童発達支援センターの設置を促進します。また、児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援を府内全域において利用できる体制の構築を目指します。</p>	
	<p>② 重症心身障害児・医療的ケア児等に対する支援体制の整備 （一）事業所における支援体制の充実 重症心身障害児・医療的ケア児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス事業を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発、人材育成等を行いながら、支援体制の充実を図ります。</p> <p>（二）医療的ケア児に対する支援の円滑な実施 医療的ケア児の円滑な在宅への移行を進めるとともに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図る協議の場を設け、総合的な支援体制を構築します。</p> <p>（三）地域でのレスパイト機能の確保 身近な地域で家族のレスパイト機能を確保できるよう、医療型短期入所の開設を促すとともに、受入体制の整備を図ります。</p> <p>（四）障害児相談支援の提供体制の確保 相談支援専門員など、医療的ケア児支援に係る関連分野を調整するコーディネーターを確保し、研修実施等により質の確保及びその向上を図りながら、相談支援提供体制の構築を図ります。</p>	<p>② 重症心身障害児・医療的ケア児等に対する支援体制の整備 （一）事業所における支援体制の充実 重症心身障害児・医療的ケア児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス事業を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発、人材育成等を行いながら、支援体制の充実を図ります。</p> <p>（二）医療的ケア児に対する支援の円滑な実施 医療的ケア児の円滑な在宅への移行を進めるとともに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図る協議の場を設け、総合的な支援体制を構築します。</p> <p>（三）地域でのレスパイト機能の確保 身近な地域で家族のレスパイト機能を確保できるよう、医療型短期入所の開設を促すとともに、受入体制の整備を図ります。</p> <p>（四）障害児相談支援の提供体制の確保 相談支援専門員など、医療的ケア児支援に係る関連分野を調整するコーディネーターを確保し、研修実施等により質の確保及びその向上を図りながら、相談支援提供体制の構築を図ります。</p>	
	<p>③ 発達障害児に対する支援 <u>京都府が全国に先駆けて実施している年中児スクリーニング（5歳児健診）を引き続き市町村と連携しながら実施するとともに、府立の専門医療機関を中心に、発達障害児の初診待機期間が長期化している状況を踏まえ、医療提供体制の強化や支援の充実に取り組みます。</u></p>	<p>③ 発達障害児に対する支援 年中児スクリーニング（5歳児健診）を引き続き市町村と連携しながら実施するとともに、発達障害児の初診待機期間が長期化している状況を踏まえ、医療提供体制の強化や支援の充実に取り組みます。</p>	
	<p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>④ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 <u>難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための体制整備、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。</u></p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備 考
	<p>④ 子ども・子育て支援新制度における障害児の利用について (一) 障害児の利用ニーズの目標設定 保育所や認定こども園等、子ども・子育て支援新制度における障害児の利用ニーズについて、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会へのインクルージョンを推進するため、「第2章1(2) サービス見込み量の合計」の末尾の表のとおり定量的な目標を定め、受入体制の整備を図ります。</p> <p>※ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の現在の計画の期間が平成27年4月から平成32年3月となっていることから、平成32年度の定量的な目標については、別途定めることとします。</p> <p>(二) 医療的ケア児に対する受入体制の整備 医療的ケア児が子ども・子育て支援新制度を円滑に利用できるよう、看護師の配置や、たん吸引を行うことのできる保育士の養成など推進します。</p>	<p>⑤ 子ども・子育て支援新制度における障害児の利用について (一) 障害児の利用ニーズの目標設定 保育所や認定こども園等、子ども・子育て支援事業における障害児の利用ニーズについて、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会へのインクルージョンを推進します。</p> <p>(二) 医療的ケア児に対する受入体制の整備 医療的ケア児が子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、看護師の配置や、たん吸引を行うことのできる保育士の養成など推進します。</p>	
	<p>⑤ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 障害児通所支援の体制整備にあたり、保育所や認定こども園等の子育て支援施策との連携を図ると共に、障害児の支援並びに健全な育成を進めるため、子育て支援や促進医療担当部署との連携体制を確保します。また、卒業時及び就業時において、支援の円滑な引継ぎのため、支援ファイル・移行支援シート等を活用し、学校、障害福祉サービス事業所が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保します。</p>	<p>⑥ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 障害児通所支援の体制整備にあたり、保育所や認定こども園等の子育て支援事業との連携を図ると共に、障害児の支援並びに健全な育成を進めるため、子育て支援や促進担当部署との連携体制を確保します。また、卒業時及び就業時において、支援の円滑な引継ぎのため、支援ファイル・移行支援シート等を活用し、学校、障害福祉サービス事業所が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保します。</p>	
	<p>(6) 発達障害児・者への支援の充実 発達障害のある方が、身近な地域で安心して生活ができるよう、発達障害の早期発見・早期療育支援を進めるとともに、医療提供体制の充実、京都府発達障害者支援センター「はばたき」を核とした相談支援体制など、ライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。</p> <p>① 乳幼児期における早期発見・早期療育支援実施 京都府が全国に先駆けて実施している年中児スクリーニング（5歳児健診）及びその後事後支援策について、引き続き市町村と連携しながら実施するとともに（(2) 障害児の支援③再掲）、市町村におけるペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等事後支援に取り組まれるよう、専門職養成等の実施等人材育成に取り組めます。</p>	<p>(11) 発達障害児・者への支援の充実 発達障害のある方が、身近な地域で安心して生活ができるよう、発達障害の早期発見・早期療育支援を進めるとともに、医療提供体制の充実、京都府発達障害者支援センター「はばたき」を核とした相談支援体制など、ライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。</p> <p>① 乳幼児期における早期発見・早期療育支援実施 年中児スクリーニング（5歳児健診）及びその後事後支援策について、引き続き市町村と連携しながら実施するとともに（(10) 障害児の支援③再掲）、市町村におけるペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等事後支援に取り組まれるよう、専門職養成等の実施等人材育成に取り組めます。</p>	
	<p>② 医療提供体制の充実 府立の専門医療機関等において、初診待機期間が長期化している状況を踏まえ、専門医療機関の医療提供体制を充実するとともに、地域で発達障害の診察に一定対応可能な医師の確保に向けた研修や、かかりつけ医等の発達障害への対応力向上に向けた研修等を通</p>	<p>② 医療提供体制の充実 府立の専門医療機関等において、初診待機期間が長期化している状況を踏まえ、専門医療機関の医療提供体制を充実するとともに、地域で発達障害の診察に一定対応可能な医師の確保に向けた研修や、かかりつけ医等の発達障害への対応力向上に向けた研修等を通</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	じ、府全域での重層的な医療提供体制の確立を図ります。	じ、府全域での重層的な医療提供体制の確立を図ります。	
	③ 相談体制の充実 発達障害者支援センター「はばたき」、圏域支援センター及び地域の相談支援事業所における、発達障害のある方及びその家族等への相談支援を継続するとともに、学齢期を中心とした発達障害児への相談支援体制の充実を図ります。	③ 相談体制の充実 発達障害者支援センター「はばたき」、圏域支援センター及び地域の相談支援事業所における、発達障害のある方及びその家族等への相談支援を継続するとともに、 <u>府内3拠点に整備した相談支援拠点において</u> 、学齢期を中心とした発達障害児への相談体制の充実を図ります。	
	④ 関係機関相互のネットワーク形成及び普及啓発の推進 「京都府発達障害者支援体制整備検討委員会」等において、本府発達障害児・者施策の方向性の議論と発達障害児・者支援に係る関係機関のネットワーク形成を推進するとともに、毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」等の機会における関係団体と共同した普及啓発活動を通じ、府民への発達障害の理解促進に努めます。	④ 関係機関相互のネットワーク形成及び普及啓発の推進 「京都府発達障害者支援体制整備検討委員会」等において、本府発達障害児・者施策の方向性の議論と発達障害児・者支援に係る関係機関のネットワーク形成を推進するとともに、 <u>関係団体と共同した普及啓発活動を実施し</u> 、4月2日の「世界自閉症啓発デー」 <u>を始めた</u> として発達障害の理解促進に努めます。	
	3 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等 (省略)	3 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等 (省略)	
第3章 各年度の障害者支援施設及び障害児入所施設の必要入所定員数	平成32年度までの各年度における障害者支援施設及び障害児入所施設等の必要入所定員総数について、次のとおり必要入所定員数を設定することとし、市町村や関係施設及び事業所と連携を図りつつ、地域の実情・ニーズに応じた整備を進めていきます。 1 障害者支援施設 (省略)	<u>令和5</u> 年度までの各年度における障害者支援施設及び障害児入所施設等の必要入所定員総数について、次のとおり必要入所定員数を設定することとし、市町村や関係施設及び事業所と連携を図りつつ、地域の実情・ニーズに応じた整備を進めていきます。 1 障害者支援施設 (省略)	
	2 障害児入所施設 (省略)	2 障害児入所施設 (省略)	
第4章 地域生活支援事業の実施	1 専門性の高い相談支援事業 ○ 発達障害者支援センターはばたき及び発達障害者圏域支援センター（府内6箇所）において、発達障害に係る相談支援を行います。また市町村、保育所、学校、福祉施設、就労関係施設等に対して、指導・助言を行うとともに、発達障害に関する府民への理解促進のための普及啓発を行います。 ○ 身近な地域において、障害のある人の生活支援や職場定着支援などを行う障害者就業・生活支援センターについて、その機能の充実を図るとともに、地域によって支援内容に格差が生じないよう人口規模の大きな圏域において複数のセンターを設置します。	1 専門性の高い相談支援事業 ○ 発達障害者支援センターはばたき及び発達障害者圏域支援センター（府内6箇所）において、発達障害に係る相談支援を行います。また市町村、保育所、学校、福祉施設、就労関係施設等に対して、指導・助言を行うとともに、発達障害に関する府民への理解促進のための普及啓発を行います。 (削除)	
	○ 高次脳機能障害のある人に対し、支援拠点における相談支援を継続して実施するとともに、医療機関、障害福祉サービス事業者等への研	○ 高次脳機能障害のある人に対し、支援拠点における相談支援を継続して実施するとともに、医療機関、障害福祉サービス事業者等への研	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	修会を開催し、普及・啓発に努めます。また、支援機関相互の連携会議により、地域における高次脳機能障害のある人への支援体制の充実を図ります。	修会を開催し、普及・啓発に努めます。また、支援機関相互の連携会議により、地域における高次脳機能障害のある人への支援体制の充実を図ります。	
	2 意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業 聴覚や視覚に障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読の各奉仕員の養成を積極的に進めるとともに、派遣事業も推進し、障害のある人の情報保障により資するよう、取組を進めていきます。	2 意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業 聴覚や視覚に障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者、 <u>盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症向け意思疎通支援者</u> の養成を積極的に進めるとともに、派遣事業も推進し、障害のある人の情報保障により資するよう、取組を進めていきます。	
	3 広域的な支援事業 ○ 各障害保健福祉圏域に障害者自立支援協議会を設置し、就労支援や医療的ケア、精神障害、発達障害などの各専門部会を置いて、ゼネラルケアマネージャーを中心とする関係機関等とのネットワークを構築し、困難事例等への広域的な対応を図ります。	3 広域的な支援事業 ○ 各障害保健福祉圏域に障害者自立支援協議会を設置し、就労支援や医療的ケア、精神障害、発達障害などの各専門部会を置いて、ゼネラルケアマネージャーを中心とする関係機関等とのネットワークを構築し、困難事例等への広域的な対応を図ります。	
	○ 「京都府障害者自立支援協議会」を設置するとともに、市町村を越えた広域調整を担う組織として各障害保健福祉圏域に「圏域障害者自立支援協議会」を設置し、府障害福祉計画の進行管理及び府全体の相談支援体制の構築に向けて取組を進めます。	○ 「京都府障害者自立支援協議会」を設置するとともに、市町村を越えた広域調整を担う組織として各障害保健福祉圏域に「圏域障害者自立支援協議会」を設置し、府障害福祉計画の進行管理及び府全体の相談支援体制の構築に向けて取組を進めます。	
	○ <u>在宅障害児が身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう障害児地域療育等支援事業を実施し、療育機能の充実を図ります。</u>	(削除)	
	4 サービス・相談支援者・指導者育成事業 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等の提供を行う方やサービス等提供者に対して必要な指導を行う指導者を育成、サービス等の質の向上を図ります。 具体的には、障害支援区分認定に携わる方、相談支援従事者、サービス管理責任者、居宅介護従業者等、身体障害者・知的障害者相談員、音声機能障害者発声訓練指導者等の育成について、地域の実情などを勘案しながら取り組みます。	4 サービス・相談支援者・指導者育成事業 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等の提供を行う方やサービス等提供者に対して必要な指導を行う指導者を育成、サービス等の質の向上を図ります。 具体的には、障害支援区分認定に携わる方、相談支援従事者、サービス管理責任者、居宅介護従業者等、身体障害者・知的障害者相談員、音声機能障害者発声訓練指導者等の育成について、地域の実情などを勘案しながら取り組みます。	
	5 任意事業・地域生活支援促進事業等 1～4に掲げた事業に加えて、府内市町村と連携をとりつつ、広域的な観点から、日常生活支援に関する事業や社会参加を実現する支援に関する事業、就業・就労支援に関する事業等を実施し、障害のある方の自立した生活の実現に取り組みます。	5 任意事業・地域生活支援促進事業等 1～4に掲げた事業に加えて、府内市町村と連携をとりつつ、広域的な観点から、日常生活支援に関する事業や社会参加を実現する支援に関する事業、就業・就労支援に関する事業等を実施し、障害のある方の自立した生活の実現に取り組みます。	
第5章 障害福祉サービス等の人材確保及びサービスの質の向上の取組	1 人材の養成・確保 障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、実務経験等を踏まえ、現場においてサービスが提供できる人材を養成し、質の向上を図るとともに、 <u>近年必要数が増加している福祉的人材の確保等の取組を一層推進</u> します。 ○ 障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、質の高い相談支援やサービス	1 人材の養成・確保 障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、実務経験等を踏まえ、現場においてサービスが提供できる人材を養成し、質の向上を図るとともに、必要数が増加している福祉的人材の確保等の取組を一層推進します。 ○ 障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、質の高い相談支援やサービス	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>等利用計画の適切な作成等ができる相談支援従事者等や個別支援計画の適切な作成ができるサービス提供に係る責任者を確保するとともに、計画作成のスキルの向上等、相談支援に携わる者に必要な技術を習得できるよう養成を行います。</p>	<p>等利用計画の適切な作成等ができる相談支援従事者等や個別支援計画の適切な作成ができるサービス提供に係る責任者を確保するとともに、計画作成のスキルの向上等、相談支援に携わる者に必要な技術を習得できるよう養成を行います。</p> <p><u>また、強度行動障害や高次脳機能障害がある人に対して適切な支援を行える者を養成します。</u></p>	
	<p>○ 障害のある人が地域で安心して暮らせるために、精神に障害のある人、聴覚や視覚に障害のある人、知的障害のある人など障害特性に応じたヘルパーやボランティアなどの人材の養成・確保を図ります。</p> <p>特に地域の市民人材の活用を行い、人材確保を図るとともに、研修を充実させ、質の高い人材の養成に努めます。</p> <p><u>また、強度行動障害がある人に対して適切な支援を行える者を養成します。</u></p>	<p>○ 障害のある人が地域で安心して暮らせるために、精神に障害のある人、聴覚や視覚に障害のある人、知的障害のある人など障害特性に応じたヘルパーやボランティアなどの人材の養成・確保を図ります。</p> <p>特に地域の市民人材の活用を行い、人材確保を図るとともに、研修を充実させ、質の高い人材の養成に努めます。</p>	
	<p>○ 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための同行援護従事者や点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。</p>	<p>○ 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための同行援護従事者や点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。<u>また、聞こえのサポーターを養成し、聴覚障害者への理解促進を図るとともに、手話通訳者等養成事業への参加を促します。</u></p>	
		<p><u>○ 精神障害のある人の地域生活を支援するため、支援プログラムを習得し、個別訪問により精神障害のある人を支える家族に本人への対応方法等を助言・指導できる人材を引き続き養成します。</u></p>	
	<p>○ 基幹相談支援センターや児童発達支援センターなどの地域の拠点において指導的な役割を担って活躍できる人材や、医療的ケア児や発達障害など、障害特性に応じた専門分野に対応できる人材の育成確保に努めます。</p>	<p>○ 基幹相談支援センターや児童発達支援センターなどの地域の拠点において指導的な役割を担って活躍できる人材や、医療的ケア児や発達障害など、障害特性に応じた専門分野に対応できる人材の育成確保に努めます。</p>	
	<p>○ 「きょうと福祉人材育成認証制度」により、若者等の人材育成と定着に取り組む事業所を認証し、その取組を支援・促進するとともに、先進的な取組を進める法人に対しては上位認証として、さらなる取組を推奨します。</p>	<p>○ 「きょうと福祉人材育成認証制度」により、若者等の人材育成と定着に取り組む事業所を認証し、その取組を支援・促進するとともに、先進的な取組を進める法人に対しては上位認証として、さらなる取組を推奨します。</p>	
	<p>○ 府北部地域における福祉人材の養成・確保及び現任職員の資質向上等を図るために市町村と府が連携・協力して構築する「京都府北部福祉人材養成システム」を推進し、府北部地域において福祉人材の確保・定着を支え、どの地域でも安心して、高水準のサービスが受けられるよう取組を進めます。</p>	<p>○ 府北部地域における福祉人材の養成・確保及び現任職員の資質向上等を図るために市町村と府が連携・協力して構築した「京都府北部福祉人材養成システム」を推進し、府北部地域において福祉人材の確保・定着を支え、どの地域でも安心して、高水準のサービスが受けられるよう取組を進めます。</p>	
	<p>○ <u>職員の質の向上を持続的に維持できるように、研修を行うことができる講師やファシリテータ等の人材を確保できる体制づくりを行います。</u></p>	<p>○ 研修を行うことのできる講師やファシリテータ等の人材を確保する体制の構築により、<u>職員の質の向上の持続的な維持に努めます。</u></p>	
<p>2 サービスの質の向上等 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する職員</p>	<p>2 サービスの質の向上等 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する職員</p>	<p>2 サービスの質の向上等 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する職員</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>への研修、事業者に対する適切な苦情解決の推進、第三者評価に加え、平成30年度からは障害福祉サービス等の情報の公表制度の適切な実施等に努めます。</p> <p>○ 障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する事業者の指導・監督を適切に行うとともに、介護職員による喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、ヘルパーの養成研修、相談支援従事者の養成・確保を推進する研修など、サービス提供人材の確保と質の向上を図ります。</p>	<p>への研修、事業者に対する適切な苦情解決の推進、第三者評価及び障害福祉サービス等の情報の公表制度の適切な実施等に努めます。</p> <p>○ 障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する事業者の指導・監督を適切に行うとともに、介護職員による喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、ヘルパーの養成研修、相談支援従事者の養成・確保を推進する研修など、サービス提供人材の確保と質の向上を図ります。</p>	
	<p>○ 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、事業者における適切な苦情解決の促進を図るとともに、事業者段階では解決の困難な苦情については、公正・中立な第三者機関である運営適正化委員会により、福祉サービスに関する苦情解決の体制整備とその適性な運用を図ります。</p>	<p>○ 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、事業者における適切な苦情解決の促進を図るとともに、事業者段階では解決の困難な苦情については、公正・中立な第三者機関である運営適正化委員会により、福祉サービスに関する苦情解決の体制整備とその適性な運用を図ります。</p>	
	<p>○ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構によるサービス提供事業者の第三者評価を促進し、サービス提供事業者の組織運営及びサービス提供内容等の透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善を支援と、平成30年度からスタートする障害福祉サービス等の情報の公表制度の運用を通じて利用者の適切なサービスの選択を支援します。</p>	<p>○ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構によるサービス提供事業者の第三者評価を促進し、サービス提供事業者の組織運営及びサービス提供内容等の透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善を支援と、障害福祉サービス等の情報の公表制度の運用を通じて利用者の適切なサービスの選択を支援します。</p>	
<p>第6章 計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>3 権利擁護の推進</p> <p>障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に基づき、市町村や専門職団体等と連携・協力して、障害のある人や高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、定期的な虐待防止・権利擁護研修を市町村や事業所に対して引き続き行います。</p> <p>さらに、虐待が発生し、分離が必要なとき等の緊急時に備え、シェルターとなる居室等の確保を行います。</p> <p>また、成年後見制度利用促進法に基づき、障害や高齢により判断能力が十分でなくなった方々の生活を守る成年後見制度等の利用促進を図り、障害のある人等の権利擁護を推進します。</p> <p>そのため、府として、家庭裁判所等と連携し、市民後見人材の養成やその活動を支える仕組みづくりや、市町村単位で設置を進めることとされている中核機関設立へ向けた支援を行い、成年後見が必要な方へ十分な支援が行き渡るように努めます。</p> <p>また、今後、府が取り組む成年後見制度の利用促進には、社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業等の社会的資源を活用し、また連携することで、障害のある方の権利擁護に資するよう努めます。</p>	<p>→第2章へ統合</p>	
<p>第6章 計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析を行い、各年度において、「京都府障害者施策推進協議会」及び「京都府障害者自立支援協議会」をはじめとした関係機関に対して、本計画の達成状況等の報告を行うこととし、サービス基盤整備の状況等の点検及び評価を行います。</p> <p>また、これらの状況、京都府障害者基本計画、関連施策等の動向を踏まえつつ、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更すること、そ</p>	<p>障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析を行い、各年度において、「京都府障害者施策推進協議会（京都府障害者自立支援協議会）」をはじめとした関係機関に対して、本計画の達成状況等の報告を行うこととし、サービス基盤整備の状況等の点検及び評価を行います。</p> <p>また、これらの状況、京都府障害者基本計画、関連施策等の動向を踏まえつつ、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更すること、そ</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	の他計画達成のための対策を講じます。また、その結果について、ホームページ等に公表します。	の他計画達成のための対策を講じます。また、その結果について、ホームページ等に公表します。	
第7章 計画の成果目標の設定	サービス等の提供体制の確保に係る目標として、国の指針に則して成果目標を設定するとともに京都府独自の目標も設定します。	サービス等の提供体制の確保に係る目標として、国の指針に則して成果目標を設定するとともに京都府独自の目標も設定します。	
	1 福祉施設入所者の地域生活への移行 平成28年度末時点における福祉施設入所者のうち、平成32年度末までに、200人以上の方がグループホーム等で生活することを引き続き目指します。 （参考）平成28年度末の福祉施設入所者数：2,375人	1 福祉施設入所者の地域生活への移行 令和元年度末時点における福祉施設入所者のうち、令和5年度末までに、〇〇〇人以上の方がグループホーム等で生活することを引き続き目指します。 （参考）令和元年度末の福祉施設入所者数：〇〇〇〇人	
	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1) 障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域ごとに設置することを旨とするともに、市町村にも設置を促します。	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1) 障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 <u>圏域ごとに設置した保健、医療、福祉の協議の場について市町村にも設置を促すとともに、市町村や市町村設置の協議の場と連携して、圏域の課題等に取り組みます。</u>	
	(新設)	(2) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 <u>令和5年度末の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を、次のとおり設定し、地域移行を促進します。</u> 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：〇〇日以上	
	(2) 精神病床における1年以上の長期入院患者 平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を、次のとおり設定し、地域移行を促進していきます。 精神病床における1年以上長期入院患者数：2,680人	(3) 精神病床における1年以上の長期入院患者 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を、次のとおり設定し、地域移行を促進していきます。 精神病床における1年以上長期入院患者数：〇〇〇〇人	
(3) 精神科病床における退院率 精神科病院への入院者について、次のとおり地域生活へ移行することを目指します。 ① 平成32年度における入院後3箇月時点の退院率：69.0%以上 ② 平成32年度における入院後6箇月時点の退院率：84.0%以上 ③ 平成32年度における入院後1年時点の退院率：92.3%以上 （参考）平成28年6月の1箇月間の入院患者数：606人	(4) 精神科病床における退院率 精神科病院への入院者について、次のとおり地域生活へ移行することを目指します。 ① 令和5年度における入院後3箇月時点の退院率：〇〇.〇%以上 ② 令和5年度における入院後6箇月時点の退院率：〇〇.〇%以上 ③ 令和5年度における入院後1年時点の退院率：〇〇.〇%以上 （参考）令和元年6月の1箇月間の入院患者数：〇〇〇人		

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>3 地域生活支援拠点等の整備 地域生活支援拠点等について、平成32年度までに圏域または各市町村の設置を目指します。 (参考) 平成29年4月1日現在の地域生活支援拠点数：5拠点</p>	<p>3 地域生活支援拠点等の整備 地域生活支援拠点等について、令和5年度までに圏域または各市町村の設置を目指します。 (参考) 令和2年4月1日現在の地域生活支援拠点数：8拠点</p>	
	<p>4 福祉施設から一般就労への移行 (1) 福祉施設から一般就労への移行 平成32年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、平成28年度の移行実績を上回る400人以上を目指します。 (参考) 平成28年度の移行実績：263人</p>	<p>4 福祉施設から一般就労への移行 (1) 福祉施設から一般就労への移行 令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、令和元年度の移行実績を上回る〇〇〇人以上を目指します。 (参考) 令和元年度の移行実績：〇〇〇人</p>	
	<p>(2) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行 一般就労移行の目標を達成するため、平成32年度末における1年間の就労移行支援事業の利用者数と、就労移行支援事業所の目標を次のとおり設定します。 ① 就労移行支援事業所の利用者数：12,100人以上 ② 就労移行率が3割を超える事業所数：21事業所以上(30%以上) (参考) 平成28年末時点の1年間の就労移行支援事業の利用者数(推計値) ※1箇月の就労移行支援事業の実績値(581人)×12箇月=6,972人 平成28年度末時点の指定就労移行支援事業所数：64事業所 (うち、3割を超えている事業所：全体の28.3% 回答率 91.3%)</p>	(削除)	
	<p>(3) 就労定着支援事業による支援 平成30年4月から始まる、就労定着支援事業においては、支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とします。</p>	<p>(2) 就労定着支援事業による支援 就労定着支援事業においては、令和5年度における目標を次のとおり設定します。 ① 就労定着支援事業の利用者：一般就労に移行する者のうち7割 ② 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所：全体の7割以上</p>	
	<p>5 障害児支援提供体制の整備等 (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 重層的な地域支援体制の構築に向け、平成32年度までに各市町村に児童発達支援センターを設置することを目指し、設置を促すとともに、保育所等訪問支援について、平成32年度までに各市町村においてサービス利用できるよう、提供体制の整備を促します。</p>	<p>5 障害児支援提供体制の整備等 (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 重層的な地域支援体制の構築に向け、令和5年度までに各市町村に児童発達支援センターを設置することを目指し、設置を促すとともに、保育所等訪問支援について、府内全域においてサービス利用できるよう、提供体制の整備を促します。</p>	
	(新設)	<p>(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図るために、中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための体制を整備します。</p>	

	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現行）	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）	備考
	<p>(2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、平成32年度までに各市町村に確保できるよう、事業所の整備を促します。</p>	<p>(3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、令和5年度までに各市町村に確保できるよう、事業所の整備を促します。</p>	
	<p>(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 平成30年度中に、府域単位、圏域単位、市町村単位で、医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を促します。</p>	<p>(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 令和5年度中に、府域単位、圏域単位、市町村単位で、医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場及び医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置を促します。</p>	
		<p>(5) 発達障害児への支援の充実 発達障害児の早期発見・早期療育のため、年中児スクリーニング（5歳児健診）及び事後支援（ソーシャルスキルトレーニング（SST）、ペアレントトレーニング、保育所・幼稚園の巡回支援等）を全市町村で取り組むよう促します。</p>	
<p>6 京都府の取組について (1) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の普及・啓発について 本府において平成27年4月1日に施行した「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について、パンフレット等の配付やフォーラム等の開催といった普及・啓発活動をさらに強化し、広く府民に理解を促します。</p>		<p>6 京都府の取組について (1) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の普及・啓発について 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について、パンフレットや事例集の作成・配布をはじめとした普及・啓発活動をさらに強化し、広く府民に理解を促します。</p>	
	<p>(2) ヘルプマークの普及啓発について 本府において平成28年度から配布を開始している、「ヘルプマーク」について、広く府民に理解を促すため、関係行政機関・教育機関・公共機関等に呼びかけ、普及・啓発活動をさらに強化します。 ※平成29年7月20日にJIS（案内用図記号）に追加されました。</p>	<p>(2) ヘルプマークの普及啓発について 「ヘルプマーク」について、広く府民に理解を促すため、関係行政機関・教育機関・公共機関等に呼びかけ、普及・啓発活動をさらに強化します。</p>	
	<p>(3) 京都式農福連携の取組について 担い手の減少が進む農業分野と、障害者等の働く場の確保を求める福祉分野の連携を行う活動として、「農福連携」が全国的にも広まりはじめてきているところですが、本府においては、平成29年度から農福連携を軸に障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」を育む京都式地域共生社会づくりを推進します。</p> <p>① 平成32年度までの農業を行う事業所数：175事業所以上</p> <p>② 平成32年度までの京のノウフク事業所の認定：50事業所以上</p> <p>③ 平成32年度末までの農福連携キャリアパス制度の実施人数：50人以上</p>	<p>(3) 京都式農福連携の取組について 本府において担い手の減少が進む農業分野と、障害者等の働く場の確保を求める福祉分野の連携を行う農福連携に取り組んでおり、農福連携を軸に障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」となる地域共生社会づくりを推進します。</p> <p>・令和5年度までの農福連携事業所の工賃（賃金）支払総額：2億円</p>	